

令和 8 年度 国際植物防疫条約に関する国内連絡会 議事概要

開催日時：令和 8 年 9 月 15 日（火）14:00～16:05

開催場所：農林水産省共用第二会議室（web 併催）

1 開会

農林水産省消費・安全局植物防疫課国際室室長に代わり、国際班長から挨拶。
委員の互選により、君島委員が議事進行役に選任された。

2 国際植物防疫条約 (IPPC) 及び国際基準 (ISPM) 策定プロセスについて

事務局（農林水産省消費・安全局植物防疫課）から国際植物防疫条約及び国際基準策定プロセスについて説明後、質疑応答。

3 1 回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

事務局から、以下「植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）」案の概要について説明後、質疑応答。

(1) ISPM 46 「植物検疫措置のための品目基準」の附属書案「国際貿易におけるかんきつ属 (*Citrus* spp.) 生果実の移動」

君島委員：「表 1. かんきつ生果実に関係する有害動植物」について、ウイルス 1 種（カンキツトリステザウイルス）が含まれているが、消費生果実のみを対象とする場合に、輸入国における感染源や経路となるのか。

事務局：当該ウイルスについて、生果実が感染源となる情報は現時点で確認できていない。また、媒介虫であるミカンクロアブラムシについても成熟果実を加害しないとされている。このため、両者を表 1 から除外するようコメントする方針である。

(2) ISPM 46 「植物検疫措置のための品目基準」の附属書案「国際貿易におけるいんげんまめ (*Phaseolus vulgaris*) 種子の移動」

齋藤委員：日本種苗協会からの意見として、ISPM 38 における分類 1(c)（種子によって運ばれるが自然条件下で寄主に移動しない有害動植物）は定着できないため、品目基準の対象とすべきではなく、掲載されている場合は除外すべきである。

事務局：科学的に妥当な意見であり、関係者に確認の上、特段問題がなければそのままコメントとして提出したい。

(3) ISPM 46「植物検疫措置のための品目基準」の附属書案「国際貿易におけるりんご(*Malus domestica*)生果実の移動」

君島委員：表1に掲載されている火傷病菌(*Erwinia amylovora*)については、過去の日米間のWTO紛争において成熟果実が感染経路にならないと整理された経緯がある。今後、加盟国がどのような議論を行うのか注視して欲しい。

事務局：ご指摘を踏まえ、加盟国の議論動向を注視する。

(4) ISPM 28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」の附属書案「キウイフルーツ(*Actinidia deliciosa* and *Actinidia chinensis*)のチチュウカイミバエ(*Ceratitis capitata*)に対する低温処理」

特段の意見はなかった。

(5) ISPM 28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」の附属書案「アシグロハモグリバエ(*Liriomyza huidobrensis*)、トマトハモグリバエ(*Liriomyza sativae*)、マメハモグリバエ(*Liriomyza trifolii*)に対する放射線照射処理」

眞田委員：説明資料は放射線照射による発育ステージごとの効果を説明しているという理解でよいか。

事務局：そのとおりであり、最終的には成虫が増殖できなくなる効果を示している。

鈴木委員：説明資料では「産卵阻止」と読めるが、実際には産卵数は減少するものの産卵自体は行われる場合があるため表現を修正してはどうか。

事務局：ご指摘を踏まえ修正する。

鈴木委員：放射線照射によって引き起こされる作用(影響)の程度は、放射線の種類によってことなり、同一吸収線量であっても同じであるとは限らない。放射線の線種(ガンマ線、エックス線等)が記載されていないが、ISPM上どのように規定されているのか。

事務局：植物検疫処理における放射線の種類については、ISPM18「植物検疫措置としての放射線照射の利用の要件」に記載されており、コバルト60やセシウム137からのガンマ線、最大10メガ電子ボルトの電子線又は最大7.5メガ電子ボルトのエックス線の使用を前提としている。

鈴木委員：その前提であれば特段コメントはない。

井岡委員：食品照射について、海外の利用状況はどうか。

鈴木委員：日本を除いた多くの国で行われている。食品照射は、日本が最初に実施の検討を行ったが実施に至らなかった。食品衛生法では、ばれいしょ(ジャガイモ)の芽止め目的でのコバルト60ガンマ線照射だけが認められているが、現在は実施されていない。

鈴木委員：付属書案中の本処理を「全ての植物に適用可能」とする根拠説明が不十分で、根拠としている内容も不適切である。

事務局：指摘には同意する。一方で、これまでISPMでは最小吸収線量を次世代に照射できれば、寄主植物によらず、効果は得られるという考え方のもとに設定されている。他の基準と合わせてコメントすることを検討する。

4 2 回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

(1) ISPM 46「植物検疫措置のための品目基準」の附属書案「国際貿易におけるバナナ (*Musa* spp.) 生果実の移動」

三代委員：「blackfly」について、マメアブラムシやマメのアザミウマの英名に使われているもので、誤解を招く可能性があるため、削除を求める事務局案に賛成する。

事務局：コメントの理由にその趣旨を追加する。

(2) ISPM 46「植物検疫措置のための品目基準」の附属書案「国際貿易におけるさといも (タロイモ) (*Colocasia esculenta*) 生塊茎の移動」

坂委員：コメント案中の標題が「生果実」となっているため、「生塊茎」に修正すべきである。

事務局：修正する。

坂委員：日本からの輸出実態も踏まえ、「さといも」より「タロイモ」の方が適切ではないか。

事務局：国内向けには「さといも」が一般的だが、国際流通では「タロイモ」の方が一般的。検討する。

坂委員：国内の消費者向けの説明ということを踏まえて検討してもらいたい。

三代委員：本基準案は東南アジア系の親芋が太るタイプのいもを想定しているものと思料。もし日本からさといもを輸出することを考えると、子芋を除外することの影響についても検討が必要。

事務局：ご指摘を踏まえて、本連絡会后、影響についての検討を行う。（日本からさといもを輸出する場合においては、輸入国が実施するリスク分析結果に従うことになり、その際には子芋のリスクも考慮されるので、本品目基準から子芋が適用除外とされたことによる影響は懸念されない。）

5 全体質疑

君島委員：今回の1回目の加盟国協議に諮られている品目基準には、かんきつ類やりんごといった日本の果樹産業にとって大きな影響のある品目が含まれている。採択されるまでの時間があるので、関係業界への周知及び意見聴取を進めていただきたい。

事務局：ご指摘を踏まえ、関係者への周知及び意見聴取について検討する。

6 閉会

事務局：活発な議論に感謝。本日いただいたご意見を踏まえ、コメント案について検討し、再度委員の皆様方にお諮りした後、IPPC事務局へ提出する。

(以上)